

## 久喜市が提供している高齢者向けサービス一覧

サービス名	利用できる方	内容	費用負担
配食サービス	65歳以上の単身者または65歳以上の方のみで構成する世帯で、 <b>身心の状況により日常的に調理及び買い物が困難な方</b> や、身体障害者手帳1・2・3級または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯で、日常的に調理及び買い物が困難な方	栄養のバランスを考えたお弁当(昼食)を自宅に配送しながら安否を確認します。 <b>利用回数</b> 月～土曜日で週6回まで	配食業者、食事の種類によって異なります。
家族介護用品支給	市民税非課税世帯で要介護3・4・5と認定され、 <b>在宅において家族の介護を受けている</b> 65歳以上の方 ※要介護3については、認定調査票における「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」などに該当している方	月6,300円を限度として介護用品を支給します。 <b>支給品目</b> 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ	—
いきいきデイサービス	おおむね65歳以上で、要介護または要支援に該当しない方で介護予防が必要な方	健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等を行います。 <b>利用回数</b> 週1回 <b>利用時間</b> 10時から15時まで	給食代 1食 300円
偕楽荘ショートステイ	おおむね65歳以上の要介護または要支援に該当しない方で、家庭の事情等で養護の必要な方	家族の病気や冠婚葬祭などの理由で家庭で養護できないときや、ひとり暮らしの方を一時的に養護する必要があるときに利用できます。 <b>利用日数</b> 1か月に6日以内	1日 1,900円 生活保護を受けている世帯は負担なし ※食材料費は別途実費負担
高齢者日常生活用具購入費助成	65歳以上の単身者で生活保護を受けている世帯または市民税非課税世帯の方	心身の機能低下により防火等の配慮が必要な場合、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成します。	生活保護を受けている世帯は負担なし 市民税非課税世帯 購入費の1割負担 ※用具の種目により限度額があります。
緊急時通報システム	・65歳以上の単身高齢者または単身で身体障害者手帳1・2・3級までの交付を受けている方。 ・65歳以上の高齢者または身体障害者手帳1・2・3級の交付を受けている方のみで構成する世帯。 ・世帯員の就労等により、上記と同様な状況の方。	自宅において、急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、専用の通報装置を使い民間受信センターを経由して埼玉東部消防組合消防局司令室に通報するシステムです。また、民間受信センターの看護師等による健康相談や安否確認も行います。	市町村市民税課税世帯 固定型 3,600円/年 携帯型 9,936円/年 市町村市民税非課税世帯 固定型 負担なし 携帯型 6,336円/年 生活保護を受けている世帯負担なし  ※通話料は別途自己負担。 また、携帯型については、市民税の課税、非課税に関わらず撤去費用として1,650円がかかります。(生活保護世帯は除く)
県社協あんしんサポートネット利用料助成	65歳以上の方や、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、ひとり暮らしに不安がある方	久喜市社会福祉協議会の生活支援員が金銭管理等のお手伝いをします。市はその利用料の一部を助成します。 <b>助成金</b> ①福祉サービス利用援助 1回当たり400円(月4回まで) ②日常的な金銭管理(社協で通帳を預かる場合又は契約に基づいた代理により手続きを行う場合)1回当たり800円(月2回まで) ③日常的な金銭管理(②以外)1回当たり400円(月4回まで) ④書類等預かりサービス 年間基本料2,000円	<b>県社協あんしんサポートネットの利用に係る費用</b> ※詳細は、社協にお問い合わせください。 ・福祉サービス利用援助：1回1,200円 ・日常的な金銭管理： ②の場合：1回1,200円 ③の場合：1回1,600円 ・書類等預かりサービス：年間基本料2,000円、月500円 (※)1時間を超えると料金が加算されます。
寝具乾燥消毒等サービス	65歳以上で寝たきりの状態またはこれに準じる状態の方や、18歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方で寝たきりの状態またはこれに準じる状態の方	寝具の乾燥消毒や水洗いを行います。 <b>利用回数</b> 乾燥消毒 月1回(水洗いの月は除く) 水洗い 年2回	乾燥消毒 550円 水洗い 1,100円
訪問理容サービス	在宅で寝たきりまたはそれに準じた状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の方または身体障害者手帳1・2級の方	ご自宅に理容組合の理容師が訪問して、調髪等を行います。 <b>利用回数</b> 年4枚まで利用券を交付	1回 2,000円
徘徊高齢者・障がい者探索システム	次の①から③のいずれかに該当し、家に戻れなくなるおそれのある方を在宅で介護する家族 ①認知症で65歳以上の方 ②認知症で40歳から64歳の要介護(要支援)認定を受けている方 ③18歳以上で療育手帳の交付を受けている方	市が貸与した携帯端末機を身につけた本人が行方不明になったとき、おおよその居場所をお知らせするとともに、家族の要請を受けた緊急対応員が急行し一時保護します。	加入料金等 1,144円 基本使用料 月額750円 ※生活保護を受けている世帯は負担なし
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業	認知症・高次脳機能障がいと診断され、家に戻れなくなるおそれのある方、または18歳以上で療育手帳の交付を受けている方など	外出先で警察に保護されたときにシールの登録番号から本人を特定できるオレンジ色のシールを配布します。	負担なし ※再交付は有償

## 久喜市が失語症や構音障害のある方と家族向けに実施している事業

事業名	利用できる方	内容	費用負担
介護家族教室『言葉の教室』	おおむね40歳以上の失語症や構音障害のある方と、その方を家庭で介護しているご家族	失語症や構音障害のある方を家庭で介護する家族が、家族間で情報交換を行うとともに、介護について、看護師に相談することができます。また、失語症や構音障害のある方には、言語聴覚士または音楽療法士がグループ指導を行います。 <b>会場</b> ふれあいセンター久喜 <b>開催日</b> 毎月1回 月曜日	負担なし